

# 憲 法

## 解答上の注意

1. 問題用紙は2頁、解答用紙は1枚、下書用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. 小問1、小問2すべてに解答してください。小問1、小問2の配点比率は1：1です。
4. 解答は横書きにしてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、提出してください。
5. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙と下書用紙は、持ち帰ってください。

## 問題

本件マンションは、地上7階建ての鉄筋コンクリート造りの分譲マンションであり、1階部分は店舗・事務所として、2階以上は住宅として分譲されている。1階の店舗・事務所部分への出入口と2階以上の住宅部分への出入口とは完全に区分されている。住宅部分の玄関出入口付近の壁面には「警察官立寄所」のプレートが、玄関出入口のドアには「防犯カメラ設置録画中」のステッカーが貼られていた。その出入口を抜けるとすぐに玄関ホールがあり、南側に集合ポストと掲示板が、北側に管理人室の窓口がある。掲示板には、A4判大の白地の紙に本件マンションの管理組合（以下、「本件管理組合」という）の名義で、「チラシ・パンフレット等の広告の投函は固く禁じます」、「当マンションの敷地内に立ち入り、パンフレットの投函、物品の販売などを行うことは厳禁です。工事施工、集金などのために訪問先が特定している業者の方は、必ず管理人室で『入退館記録簿』に記帳の上、入館（退館）願います」と黒色の文字で記載されたはり紙があった。これらのはり紙は、玄関ホールに立ち入った者にはよく目立つ位置にあった。

本件マンションには、いわゆるオートロックシステムは設置されていなかったが、管理人室の窓口からは、玄関ホールを通行する者を監視することができ、本件管理組合から業務委託を受けた会社が派遣した管理員が、水曜日を除く平日の午前8時から午後5時まで、水曜日と土曜日は午前8時から正午までの間、勤務していた。本件管理組合理事会は、本件マンションが所在する東京都A区の公報に限って集合ポストへの投函を認める一方、それ以外のビラ等の集合ポストへの投函を禁止する旨決定していた。

本件被告人は、20××年11月13日（土）午後2時ごろ、長期間にわたり政権を担っている、B党を中心とする現在の政府を厳しく批判しているC党の「区議団だより」等（以下、「本件ビラ」という）を配布するために、本件マンション住宅部分の出入口を開けて玄関ホールに入り、1階廊下を経て、エレベーターに乗り、7階に上がった。その後、各住戸のドアポストに本件ビラを投函しながら各階廊下と外階段を通過して3階に至ったところを、住人に「C党員ですか」と声をかけられたため、本件ビラの投函を中止した。しかし同居人は警察に通報し、本件被告人は刑法130条前段の罪の疑いにより逮捕され、その後起訴された。

そこで被告人は、弁護士であるあなたに弁護を依頼した。あなたは、政治的言論活動保護の観点を中心として、被告人の無罪を主張する方針である。その際には、最高裁の先例である、駅構内でのビラ配布と表現の自由が一つの争点となった事案、および防衛庁の宿舎へのビラ投函と表現の自由が一つの争点となった事案との異同も意識しながら、検討を進めている。

小問1 あなたが被告人の弁護人である場合、いかなる憲法上の主張を行うか。

小問2 小問1における憲法上の主張に関するあなた自身の見解を、検察官からの反論を想定しつつ、述べなさい。